○外務省告示第三百四十九号

平成二十四年九月二十八日付け外務省告示第三百二十六号に関し、日本国政府は、平成二十三年九月三十日にロンドンで作成された「欧州復興開発銀行を設立する協定の改正」の受諾書を平成二十四年九月二十五日に欧州復興開発銀行事務局長に寄託していたところ、同改正のうち第一条の改正については、同協定第五十六条2(i)(d)及び3の規定に従い、平成二十五年九月十二日に効力を生じた。

平成二十五年十一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百五十号

平成二十五年十月十八日に北京で、円借款の供与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の平成十八年六月二十三日付けの交換公文に従って中華人民共和国政府に供与されることになった「貴州省環境社会発展計画」及び「人材育成計画」の実施に係る円貨による借款の支出期間が中華人民共和国財政部と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、それぞれ平成二十七年十二月十五日及び平成二十七年十月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、中華人民共和国政府との間に行われた。

平成二十五年十一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百五十一号

平成二十五年十一月十二日にマプトで、円借款の供与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の平成十九年三月十六日付けの交換公文に従ってモザンビーク共和国政府に供与されることになったモンテプエスーリシンガ間道路計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がモザンビーク共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十八年五月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、モザンビーク共和国政府との間に行われた。

平成二十五年十一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百五十二号

平成二十五年十一月十一日にラマッラで、パレスチナ難民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億三千万円

3　署名者

日　本　側　松浦純也パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長

国際連合パレスチナ難民救済事業機関側　フィリッポ・グランディ事務局長

平成二十五年十一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百五十三号

平成二十五年十一月十二日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における「大統領選挙及び県議会選挙支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　大統領選挙及び県議会選挙支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　十六億三千九百万円

3　署名者

日　本　側　髙橋博史在アフガニスタン大使

国際連合開発計画側　アルバーロ・ロドリゲス在アフガニスタン事務所長

平成二十五年十一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百五十四号

平成二十五年十一月十三日にワガドゥグーで、第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億六千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　二石昌人在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　イペネ・ジブリル・バソレ外務・域内協力大臣

平成二十五年十一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百五十五号

平成二十五年十一月十二日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成二十五年十一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

（円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百七十七億三百万円（一七、七〇三、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、インド工科大学ハイデラバード校整備計画（フェーズ2）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インド政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。